

一般財団法人 災害科学研究所

倫理規定

災害科学研究所の構成員は、以下の条文に従って行動し、災害科学研究所の社会的評価の向上に不断の努力を重ねる。

- (1) 自然および社会との調和を重視し、産・官・学・民の連携に配慮し、災害に強い国づくりのため、科学・技術の開発研究、および人材の育成に努め、もって公益に資する。
- (2) 本研究所で行う事業を適正に遂行し、得られた成果は、公益のために用いる。
- (3) 実施事業に関する活動内容および経理内容を公開する。

以上